

平成 25 年度 公立大学法人岐阜県立看護大学年度計画

第 1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 人材の育成

ア 看護学部看護学科の教育

- (ア) 確立した卒業時到達目標を基準とした到達度評価と最終学年時の指導を継続実施する。
- (イ) 学生及び教員による授業評価に基づく改善措置の実施体制を継続し、平成 24 年度に構築した公表方法を実施する。
- (ウ) アドミッションポリシー及び入学者の資質を確認し、一年次の看護学概論について、授業展開方法の検討内容を踏まえ改善実施する。
- (エ) 看護専門職として主体的な自己を高めるための教養科目の充実を目指し検討内容を踏まえ実施する。
- (オ) 卒業研究を通して学生がどのように看護実践上の課題を把握し、改善への取組みを企画しているのか、思考過程の確認を踏まえ、生涯学習の基礎の充実を図る。

イ 大学院看護学研究科の教育

- (ア) 博士前期課程の看護学特別研究の一年次の 4 領域に共通する指導内容を明文化する。
- (イ) 博士前期課程の看護学特別研究の二・三年次の指導内容と水準を確認するファカルティ・ディベロップメントを実施する。
- (ウ) 修士論文審査委員会における論文審査基準の確認方法について、教員間で検討する。
- (エ) 博士前期課程・博士後期課程の学位授与方針を明文化し、学生に周知する。
- (オ) 初級から中級レベルまでの看護職である学生の看護実践改善・改革者としての能力を高めるため、看護基礎教育課程の特徴を踏まえた教育方法の充実について検討する。
- (カ) 専門看護師教育課程基準の変更に伴う授業科目の追加により、本研究科の専門看護師コースの教育課程の充実を図る。
- (キ) 修了者、職場同僚、職場上司の三者による評価を実施し、その結果に基づく研究科内の意見交換を行い、改善策を講ずることを継続する。

(2) 学生の確保

ア 適切な入学者選抜の実施

入学者選抜方法改善に向けた基礎資料の収集を継続し、選抜方法の適切性の分析・評

価を行う。

イ 広報活動の充実

- (ア) オープンキャンパス、大学ホームページ、教員の出張方式による大学説明会、在学生による母校訪問、大学案内等の刊行等を継続実施し、自己点検を行いつつより良いあり方を目指す。
- (イ) 県内ニーズに対応した博士前期課程の志願者を確保するための方法を充実させることを継続する。
- (ウ) 専門職としての能力向上の一環として大学院での学修が認識されるように、同窓会等と協力して大学院進学を働きかける。

(3) 学生支援

ア 学修支援

- (ア) 教務委員会と学生生活委員会が協働して行う個別指導や面接により強化した支援体制を継続する。
- (イ) すべての科目について、学生の授業評価及び非常勤講師を含む教員の授業評価により、学修支援の充実を継続する。
- (ウ) 看護学統合演習において、学生自身の振り返りを支援する過程を通して学生の主体的な学修を促進する。
- (エ) 学生の主体的学修が促進するように、さらにシラバスの内容の充実を進める。
- (オ) 平成25年度の学生生活実態調査を行い、学修環境及び学生生活について検討する。
- (カ) 看護学研究科博士前期課程の学生の課題を把握し、修学支援を継続する。
- (キ) 博士前期課程特別研究については、学生の職場への報告を強化し、必要に応じ、テレビ会議システム等を活用した支援を継続する。

イ 学生生活支援

- (ア) 自治会・サークルの諸活動及び学園祭等の課外活動に関わる相談・支援を行い、学生生活を豊かにする活動の活性化を図る。
- (イ) 大学独自の授業料減免制度を継続し、さらに奨学金制度の検討を開始する。
- (ウ) 学生生活委員会による全学生面接、学年相談教員による支援を継続する。
- (エ) 定期健康診断とその結果について、校医等の意見に基づき保健師による健康管理と保健指導を行う。また、健康管理室報告を作成し、今後の対策資料とする。
- (オ) 学校保健安全法に基づき、平常時及び非常時の健康管理に向けて、内科系非常勤医師及び精神科系非常勤医師（精神科顧問医）の助言相談・協力体制を継続実施する。
- (カ) 心の健康問題については、非常勤カウンセラーの定期的活動を継続実施する。ま

- た、学生指導に関しては精神科顧問医との相談の場を活用して支援を充実させる。
- (イ) 全学的な健康危機管理体制に基づき、各種感染症の予防指導を推進し、学生の自己管理を継続実施する。

ウ 就職支援

- (ア) 県内施設及び卒業者の協力を得て、一年次・二年次・三年次学生が看護という仕事の本質や魅力を再確認できる就職ガイダンスを実施する。
- (イ) 就職情報の閲覧をしやすくして、学生が進路を選択できるように就職・進路支援室及び自習室の充実を継続する。
- (ウ) 就職・進路対策部会は、就職・進路相談など学生支援活動を継続して実施する。
- (エ) 就職・進路対策部会は広報活動対策会議と連携を強化し、学生を支援する。
- (オ) 学内LANを利用して、看護師及び保健師国家試験の過去問題を継続して提供する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の方向性

- ア 看護学領域の専門性の発展に繋がる研究の推進及び専門性を踏まえた学科及び研究科の教育内容・方法の改善に取り組み、その成果を検討する。
- イ 県内保健・医療・福祉施設及び教育機関の看護職との共同研究について経年的課題分析を行い、看護職者ニーズを把握して、大学が取り組むべき研究課題について検討する。

(2) 研究の水準の向上と成果の公表

- ア 学会報告や学術誌の投稿実績及び内容を各領域で自己点検評価し、各領域及び教授会において研究の活性化及び内容の充実について検討する。
- イ 国際学会にて発表する等、国際的視点で研究活動を推進することを図る。
- ウ 教員各自の専門分野の研究を推進・発展させるために、科学研究費補助金等への採択を支援するために、研究目的・計画内容の充実に向けた研修を推進する。
- エ 共同研究事業及び看護実践研究指導事業の報告書を作成し、ホームページ（P D F）で紹介し、コメントを看護研究センターが隨時収集する体制を整備する。
- オ 共同研究や修士論文について紀要への投稿を促し、看護実践研究を看護ケアの改革に発展させる方法を検討する。

(3) 研究倫理の遵守

- ア 本学教員等が行う研究について適切な研究倫理審査体制を進めるために、計画的な審査日程を検討し、教員に周知して、円滑に審査を行う。

イ 学生及び教職員を対象に行う実態調査と学生の授業レポート分析とを峻別し、利益相反の原則を遵守する倫理審査を部会は推進する。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 県内の看護サービスの質の向上に直結する人材の供給

ア 岐阜県内で就業している卒業者が本学諸行事に参加した場合等には、後輩への「メッセージ」記載を依頼し、在校生に本学卒業者の職場適応に関する情報提供を行い、県内就職を促進する。

イ 看護実践現場における研究を促進させるために、県内の本学卒業者に対して、研究に必要な指導・助言と経費を助成する「卒業者研究支援事業」の実施を活性化する。

ウ 専門看護師コース修了者の専門看護師認定審査合格、及び自施設での看護活動を充実させていくための支援を行う。

エ 同窓会と協働して、卒業者の看護実践を語る会の開催と充実を推進する。

(2) 看護生涯学習支援体制の充実

ア 大学院看護学研究科修了者同窓会と協働して、専門看護師を含めた修了者の看護実践改革に向けた能力向上の支援方法について検討する。

イ 共同研究事業と看護実践研究指導事業を継続すると同時に、各機関における看護実践研究を自律的に推進するための方策について教員及び看護職者で検討する。

ウ 岐阜県看護実践研究交流会員の研究活動支援と、看護実践研究交流集会の活性化に向けて企画・運営を支援する。

エ 本学図書館について、県内看護職の利用状況と看護職への文献ガイドンスの実施方法について、利用者の声等から利用上の課題を明確にし、学習環境の整備充実を図る。

(3) 看護サービスに関する県内ニーズへの対応

ア 県内の専門性の高い専門看護師及び修士課程修了看護職者の充足及び定着を図る方策を検討する。

イ 専門看護師コースについて、県内看護職の需要を把握するために関係機関と継続的に検討する。

ウ 本学、岐阜県健康福祉部及び岐阜県看護協会との「看護人材に関する三者連絡協議会」並びに本学と各看護分野の代表者で構成する「看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会」において、高度実践看護職者のニーズ及び充足状況を検討する。

エ 岐阜医療系大学地域連携協議会の設立大学として、岐阜県内の保健医療福祉ニーズの分析及び対策を検討する。

(4) 県の看護政策推進への寄与

- ア 保健医療計画や看護職者の需給計画の策定、県が行う各種の看護職者への研修等の企画・運営・実施・評価及び講師派遣に関する支援を行う。
- イ 保健師、看護師、助産師及び養護教諭等の人材育成、看護実践力の改善等について、本学看護研究センター事業をとおして研究的に提案を行う。

4 教育研究組織と実施体制に関する目標を達成するための措置

(1) 適正な教育研究組織及び教員配置

- ア 教員体制は、看護学科の教育及び地域貢献を効率的に展開するため、地域基礎看護学・機能看護学・育成期看護学・成熟期看護学の4専門領域及び看護研究センター責任者を中心とし、連携協働により教育研究実施体制の充実を図る。
- イ 教員の研究教育能力を発展させるために大学院博士前期・後期課程での修学を支援する体制を推進する。
- ウ 優れた資質のある教員を必要時確保することができるよう予算措置を行う。
- エ 看護学部看護学科及び大学院看護学研究科の非常勤講師については、岐阜県内の大学等の諸機関と連携して、情報収集を図り、専門性に基づく配置により、教育内容の充実と教育効果を図る。
- オ 実習施設別に教員と施設の看護管理者及び実習指導者が実習目的・学修成果を確認・共有し、組織的な指導体制を整備し充実を図る。

(2) 教員の能力向上

- ア ファカルティ・ディベロップメント活動として、学生の学士力及び主体的学修能力の育成、専門科目の教育能力向上、専門科目と専門関連科目の関連性の強化、研究倫理遵守、及び共同研究等の活性化等の研修を組織的に企画し、実施する。
- イ 臨地実習・卒業研究等に関わる看護職者と大学教員双方の教育能力向上を目指した取組方法を教員及び実習指導者の授業評価を分析し検討する。

(3) 外部諸機関との連携

- ア 実習施設（保健、医療、福祉、教育機関）の看護管理者・臨地実習指導者との連携を深め、当該施設の看護課題の解決に向けた研究的取組みの支援を行い、実習指導体制の強化を図る。
- イ 県内の主な実習施設及び卒業者が多く就業している医療機関の管理者と人材育成に関する意見交換を行い、職場定着支援、看護実践能力の育成支援を行う。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 業務運営体制の構築

- ア 業務運営体制の充実を図るため、大学将来ビジョンの作成に向け検討する。
- イ 事務局契約職員の雇用方針を確立し、これに基づき平成26年度契約職員の採用から実施する。

(2) 外部意見の反映

「看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会」の他、県内の看護関係組織等との交流の場を活用し、県内の看護課題について大学が関わる課題や大学への意見要望を把握する。

(3) 業務運営の適正化

内部監査に関する研修方針に基づき作成した研修メニューを職員に実施する。

2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 人材の確保

ア 教員

教員の勤務環境を整備する。

イ 事務職員

昨年度実施した法人職員採用試験の検証を行うとともに、採用計画に基づき、司書採用試験を実施する。

(2) 評価制度の構築

事務職員については、評価制度に沿って、人事評価を試行するとともに、その結果を検証し、修正等を行う。

教員については、評価制度の素案を作成する。

3 事務の実施体制の充実及び効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 実施体制の充実

事務職員の適性配置に向けた検討を行う。

(2) 事務の効率化

- ア 事務の実態に適合しているかどうかの観点から、文書管理規程、会計規程等を検証し、必要に応じて見直しを行う。
- イ プロパー職員への事務の継承が円滑にできるように、業務マニュアルの整備を継続する。

4 危機管理に関する目標を達成するための措置

- (1) 危機管理に関するマニュアルの作成と体制の確立
 - ア 危機管理マニュアルを全学に明示する。
 - イ 安否確認を実施し、災害時に備えた対処体制の充実を図る。

- (2) 情報セキュリティポリシーの確立

情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ対策基準に基づく情報セキュリティ管理を行う。

また、情報セキュリティ研修を実施する。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためによるべき措置

1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

(1) 外部資金の獲得

寄付金募集の案内をホームページに掲載する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 経営感覚を高めるために、職員に対して財務情報やコストにかかるデータを明示する。

(2) 経常経費については、対前年比1%以上の削減に努める。

第4 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためによるべき措置

1 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

情報公開を充実させるために、ホームページのリニューアルについて検討する。

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置

1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

(1) 学術情報流通における電子化の進展に伴い、雑誌の電子ジャーナル化の推進を検討する。

(2) 中期修繕計画に基づき、入退室管理システム等の更新を行う。

2 倫理に関する目標を達成するための措置

(1) 個人情報やセキュリティについて、チェックシートによる教職員の自己点検を実施する。

(2) ハラスメントに関する研修会を継続して開催するなど、学生及び職員等に対する啓発活動を推進する。

3 環境の保護に関する目標を達成するための措置

省エネルギー計画を作成する。

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成25年度）

（単位 百万円）

区分	金額
収入	
運営費交付金	729
自己収入	235
授業料等収入	219
雑収入	16
寄付金収入	0
目的積立金取崩	26
計	990
支出	
業務費	888
教育研究経費	233
人件費	655
一般管理費	102
計	990

2 収支計画（平成25年度）

（単位 百万円）

区分	金額
費用の部	942
経常費用	942
業務費	838
教育研究経費	183
人件費	655
一般管理費	59
財務費用	1
雑損	0
減価償却費	44
臨時損失	0

収益の部	920
経常収益	920
運営費交付金収益	687
授業料等収益	191
寄付金収益	0
財務収益	0
雑益	15
資産見返運営費交付金等戻入	1
資産見返寄付金戻入	1
資産見返物品受贈額戻入	25
臨時利益	0
純利益	△22
目的積立金取崩益	22
総利益	0

3 資金計画（平成 25 年度）

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	990
業務活動による支出	915
投資活動による支出	57
財務活動による支出	18
次年度への繰越金	0
資金収入	990
業務活動による収入	990
運営費交付金による収入	729
授業料等による収入	219
寄付金収入	0
その他の収入	16
目的積立金取崩収入	26
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0

第7 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定される。

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第9 剰余金の用途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善等に充てる。

第10 岐阜県地方独立行政法人法施行細則（平成22年岐阜県規則第47号）で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

なし

（注）中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設及び設備の整備や老朽度合等を勘案した施設及び設備の改修等が追加されることがある。

2 人事に関する計画

人事の適正化に関する目標を達成するための措置に記載のとおり

3 中期目標の期間を超える債務負担

なし

4 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

なし

5 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし